

定 款

平成 28 年 6 月 24 日改正

株式会社 三重銀行

株式会社 三重銀行 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社三重銀行と称する。英文では、The Mie Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を三重県四日市市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および三重県津市において発行する伊勢新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、2 千 500 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

② 株主総会は、三重県四日市市において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

② 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当銀行の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第39条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。

附 則

第6条および第8条の変更は、平成28年10月1日をもって効力を生じるものとする。
なお、本附則は、当該効力発生日をもって削除する。